

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R2.9.2	R2.9.16	平成28年度 法人都民税現年課税分・調定額内訳 平成29年度 法人都民税現年課税分・調定額内訳 平成30年度 法人都民税現年課税分・調定額内訳	3	1														主税局課税部法人課税指導課
2	R2.9.2	R2.9.16	平成28年度、平成29年度及び平成30年度の間に賦課され、又は申告された法人都民税の年度別の内訳（道府県民税相当分・市町村民税相当分別の各割の金額及び均等割額についての「法人の区分等」の別ごとの金額がわかるもの）にかかる電磁的記録				1											請求文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	主税局課税部法人課税指導課
3	R2.7.21	R2.9.23	(1) 「預貯金照会電子化サービス」事業者選定委員会設置要綱 (2) 仕様書（案） (3) 電子情報処理委託に関する標準特記仕様書 (4) 「預貯金照会電子化サービス」事業者選定基準 (5) 評価項目及び配点表 (6) サービス提案書作成要領 (7) 「預貯金照会電子化サービス」事業者選定委員会座席表	13	1														主税局徴収部徴収指導課
4	R2.7.21	R2.9.23	(1) 「預貯金照会電子化サービス」事業者選定委員会次第 (2) 意見書（特別委員） (3) 金融機関照会実績資料 (4) 議事録 (5) 質問事項一覧表 (6) サービス提案書対比表 (7) 評価項目及び配点表（各委員採点記入後） (8) 集計結果	29	1					1	1			1				(第7条第2号) 特別委員は公務員でないため、その氏名は公にされている情報ではなく、個人情報にあたるため。 (第7条第3号) 本件対象文書であるサービス提案書等に記載されている情報については、法人が本来の事業活動を行う上で、広く一般に公にしている情報とは認められず、公にすることで、法人の競争上又は事業運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれるため。 (第7条第6号) 特別委員の意見書は、特別委員自らが記載した内容であり、これを公にすることで特別委員との信頼関係が損なわれ、今後協力が得られなくなるおそれがあり、行政運営に支障をきたすこととなるため。また、(7)及び(8)は、各委員の個別の採点結果が記載された内容であり、これを公にすることで、特定の職員に圧力がかかるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障をきたすため。	主税局徴収部徴収指導課
5	R2.7.21	R2.9.23	(1) サービス提案書（A社） (2) サービス提案書（B社） (3) 質問事項一覧表 項番2に対する回答別紙				1				1							(第7条第3号) 本件対象文書であるサービス提案書等に記載されている情報については、法人が本来の事業活動を行う上で、広く一般に公にしている情報とは認められず、公にすることで、法人の競争上又は事業運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれるため。	主税局徴収部徴収指導課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。